

令和 8 年 4 月 1 日

保護者様各位

学校法人美濃部学園みのべ幼稚園

令和 7 年度における施設型給付費の額に係わる法定代理受領通知について

保護者の皆様におかれましては、日ごろより当園の運営に深いご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、令和 7 年度、本園が代理受領した施設型給付費等の額は、各支給認定保護者様について、「本園に係わる各支給認定子ども公定価格の額（下記参照）から、各支給認定保護者様に係る利用者負担額を減じた額」となります。

令和 7 年度	満 3 歳児	3 歳児	4 歳児・5 歳児
4 月	131,981	67,471	46,251
5 月	131,921	67,411	46,191
6 月	131,891	67,381	46,161
7 月	131,851	67,341	46,121
8 月	131,821	67,311	46,091
9 月	131,481	66,971	45,751
10 月	131,451	66,941	45,721
11 月	129,591	65,081	43,861
12 月	125,681	61,171	39,951
1 月	126,221	61,711	40,491
2 月	124,011	59,501	38,281
3 月	126,521	62,011	40,791

※ 1 人当たりの金額です。

（参考）「法定代理受領」の通知の法的位置付け

○子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）に基づく施設型給付等については、支給認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から本園に対して直接支払いが行われています。（この仕組みを「法定代理受領」と呼びます。）

○「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」（平成 26 年内閣府令第 39 号）第 14 条第 1 項（第 50 条において準用する場合を含む。）により、特定教育・保育施設等は、法定代理受領した施設型給付費等の額について、支給認定保護者に通知しなければならないこととなっているため、この度、令和 7 年度の実績を報告するものです。（あくまで、実績を報告するものであり、これにより、追加の給付や利用者負担の支払い等が発生するものではありません。）